

高知工科大学休学及び復学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、[高知工科大学学則第16条](#)に規定する休学及び[第17条](#)に規定する復学の手続き等に関し必要な事項について定めるものとする。

(休学の手続)

第2条 休学をしようとする者又は休学期間を延長しようとする者は、本人及び保証人連署の休学願（別紙様式1）を学群長、学部長、学科長又は研究科長（以下「所属長」という。）を経て、休学開始又は延長をしようとする月の1日から起算して2週間前までに、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

(休学の許可)

第3条 休学は、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 休学を許可した者には、休学許可書（別紙様式2）を交付する。

3 休学の許可は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 傷病により修学することができない者

(2) 経済的な理由により修学することができない者

(3) 親族の看護、家族の世話等で修学することができない者

(4) その他特別の理由により、学長が修学することが困難であると認めた者

(復学の手続)

第4条 休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとする者は、本人及び保証人連署の復学願（別紙様式3）を所属長を経て、学長に提出しなければならない。

2 休学期間が満了した者は、特段の手続きを経ることなく復学とする。

(復学の許可)

第5条 復学は、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 復学を許可した者には、復学許可書（別紙様式4）を交付する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(様式1) [休学願](#)

(様式2) [休学許可書](#)

(様式3) [復学願](#)

(様式4) [復学許可書](#)